平成２６年（フ）第１４２号
佐賀県鹿島市浜町甲4857番地
債務者　土井　竜也
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１４７号
佐賀県武雄市北方町大字志久3397番地２
債務者　江口百百代
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２２０号
長崎県長崎市畝刈町1613番地31　県営住宅三重第３団地Ｆ棟502、旧住所長崎県長崎市畝刈町1613番地274　クローバーガーデン401
債務者　川崎　　専
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
長崎県長崎市昭和３丁目511番地１　昭和グリーンハイツ103号
債務者　益田　章雄
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　齋藤　裕一
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５３号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水5730番地10
債務者　秋山　茂雄
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７４号
神奈川県三浦市宮川町19番４号
債務者　笠松　敦志
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４０５号
神奈川県伊勢原市沼目６丁目1265番地の１
ブリリアントガーデンＢ―202号
債務者　石田　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２９７号
埼玉県行田市栄町22番15号　ノーブル・メゾン203
債務者　伊藤　勝慶
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０６号
松江市東出雲町錦新町７丁目６番３―205号
債務者　田中寿恵こと　朴　　寿恵
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４３号
愛知県知多市日長台１番地　Ｋ―102
債務者　上村　美雪
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４１号
愛知県小牧市常普請１丁目199番地
債務者　伊東　涼子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３６号
札幌市中央区南15条西15丁目１番15―103号
債務者　江藤真里奈（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５７１号
札幌市中央区北８条西26丁目２番８―102号
債務者　三浦　光夫
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５７２号
札幌市中央区北８条西26丁目２番８―102号
債務者　三浦　春枝
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７１１号
北海道北広島市稲穂町西２丁目１番地14　第１太田荘203号
債務者　川村　哲也
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８９号
盛岡市加賀野４丁目２番24号　サニーハイツ加賀野202号
債務者　藤原　和恵
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部